

事前審査型制限付一般競争入札説明書

令和 8 年 6 月 1 日付をもつて公告した事前審査型制限付一般競争入札に関し、下記のとおり実施する。

記

1. 工事発注者

〒 006-0841 札幌市手稲区曙 11 条 1 丁目 7 番 1 号

社会福祉法人 明日佳 理事長 小野寺眞悟

TEL : 011-685-3501 FAX : 011-685-3502

2. 対象工事

(1) 工事名 多機能型事業所「ワークトピアあすか」の改造工事

(2) 工事場所 札幌市手稲区曙 11 条 1 丁目 7 番 1 号

(3) 工事概要 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

建築面積 : 911.66 m²

(4) 工期 令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日

3. 入札参加資格に関する事項

(1) 札幌市内に本社、本店及び支店を有し、令和 7・8 年度各都道府県の競争入札参加資格者名簿の入札参加資格の建築格付等級が「A」以上であること。

(2) 申請書の交付時点から落札決定時において、各都道府県の規程による入札参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(4) 会社更生法による更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立がなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと(特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

① 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。
- (7) 受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者でないこと。
- (8) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ① 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ② 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日以前に申請者と 3 か月以上の雇用関係にある者。
- (10) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。
- (11) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係(租税特別措置法施行令第 25 条の 1 第 6 項第 1 号に規定する親族等の関係にある者をいう。)がないこと。
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年 2 月 26 日札幌市条例第 6 号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げるものでないこと。
- ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
- イ 暴力団(条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (13) 特定建設共同企業体で入札参加しようとする者は、代表者及び構成員において(1)から(13)のすべての条件を満たしていること。

4. 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、別に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としな

のとする。

なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

(1) 共同企業体の結成条件

ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。

イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

エ 共同企業体の代表者の出資の割合がほかの構成員の出資の割合を下回らないこと。

5. 入札参加申請等

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる資格を有するか確認を受けるため、次に従い、この説明書が定める様式による申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年6月1日(月)～6月5日(金)

(土曜日 日曜日・祝日を除く。) 午前10時から午後4時まで

(2) 提出場所

札幌市手稲区曙11条1丁目7番1号

社会福祉法人明日佳 法人本部(担当:今井・小倉)

(3) 提出方法

2部を作成し(2)の場所へ持参することとする。(郵送等又はファクシミリのものは受け付けない。)

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 申出書

ウ 配置予定技術者調書及び資格を確認できる書類(管理技術者資格者証、技術検定合格証明書の写し等)

エ 特定関係調書

オ 建設業許可通知書(写し)

カ 競争入札参加資格認定通知書(写し)

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)

ク その他必要と認める書類

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書等は返却しない。

ウ 提出された資料は、当法人が行う入札参加資格の確認以外の目的には使用しない。

6. 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (2) 審査結果は、令和8年6月15日(月)までに申請者に書面又はFAX及びEメールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由を付して通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面(任意様式)により説明を求めることができる。書面は、令和8年6月18日(水)までに、社会福祉法人明日佳法人本部(担当：今井・小倉)まで持参すること。

7. 入札方法、開札等

- (1) 入札日時 令和8年6月26日(金) 午前10時00分～
- (2) 入札場所 特別養護老人ホーム あすかHOUSE 中央
札幌市中央区南3条西14丁目1番地1
- (3) 開札日時 令和8年6月26日(金) 午前10時30分～
- (4) 開札場所 特別養護老人ホーム あすかHOUSE 中央
札幌市中央区南3条西14丁目1番地1
- (5) 提出方法 (3)の日時に直接持参(又は郵送)すること。

入札時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので、持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

- (6) 開札は、入札終了後、直ちに(4)で示す開札場所において行なうので、入札参加者はこれに立ち合うこと。

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：入札保証金は、なしとする。
- (2) 契約保証金：契約保証金は、なしとする。
- (3) 契約の履行保証：契約の履行保証は、なしとする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 本工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は3回とし、3回で落札しない場合は入札を不調とする。なお、最低制限価格を下回った入札をした者は再度入札には参加できない。
- (3) 最低の価格の入札者が複数いた場合はくじ引きとする。

1 0. 入札金額などに係る消費税等の取扱い

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税等に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 1. 前金払及び部分払

- (1) 前金払：令和8年7月31日まで総工事費の30%
- (2) 部分払：令和8年9月30日まで総工事費の30%
- (3) 完成引渡し時：総工事費の40%

1 2. 設計図書等の配布

- ア 期間：令和8年6月5日(金)、午前10時から午後4時まで
イ 場所：社会福祉法人 明日佳 法人本部(担当 今井)
札幌市手稲区曙11条1丁目7番1号
ウ 配布形式：PDF渡し(USBメモリーは当方で用意)

1 3. 設計図書等に関する質疑等

- (1) 受付期間：令和8年6月1日(月)から令和8年6月8日(月)
午前10時から午後4時まで(土日祝日を除く)
- (2) 受付場所：株式会社 早坂設計 札幌市中央区北11条西21丁目1番7-212号
TEL：011-616-4801 FAX：011-616-4802
- (3) 提出方法：FAXにより提出のこと。
- (4) 回答日時：令和8年6月15日(月)午後3時まで
- (5) 回答方法：FAXにて行う。

1 4. 消費税等課税事業者等の届出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者か免税事業者であるかを申し出ること。

1 5. 契約書作成の要否

契約書は本公告、説明書に準じ作成する。(ただし、削除改訂部分その他については別途指示する。)

建築関係民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款

1 6. 分別解体等の実施の義務付け

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、再資源化等に要する費用及び、解体工事に要する費用を含めて見積もった上で入札を行うこと。

17. その他

- (1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者の行った入札、この入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札及び下記で定める入札は無効とする。
 - ア 入札書に入札者(代理人)の記載又は押印がなされていない入札
 - イ 入札書の金額を訂正した入札
 - ウ 2以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書の内容が確認できない入札、記載漏れがある入札
 - オ 入札に関し不正の行為をした者の入札
 - カ 委任状を持参しない代理人がした入札
 - キ その他理事長が定める入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加者は、本法人の経理規程、札幌市が定める「社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領」及びその他関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に関する必要な各種書式の様式(申請書、委任状等)については、札幌市の様式に準じて、入札に参加する者が作成すること。
- (4) 以下に係る費用は工事請負者の負担とする。

所管公署、電力会社等への各種申請書、届出書等の提出に係る費用。

18. 問い合わせ先

社会福祉法人明日佳 法人本部(担当:今井・小倉)

札幌市手稲区曙11条1丁目7番1号(TEL:011-685-3501)